

事例にみる

物損交通事故 主張のポイント

著 志賀 晃 (弁護士)



新日本法規



〔4〕 ローン返済中の車両が被害を受けた場合の損害賠償請求

事例

半年前にローンで購入し、ローン返済中の外国車が交通事故により大破し、現在、修理中の状況です。このような場合に、事故の相手方に対して、修理費、評価損、代車料を請求することは可能でしょうか。

主張のポイント

所有権留保動産である自動車が交通事故により損傷した場合、留保買主は、加害者に対して、修理費、代車料損害の賠償を請求することが可能とされています。

これに対し、評価損については、留保買主は、基本的には、賠償請求を行うことはできないとされています。ただし、留保買主がその自動車の購入代金を完済したり、留保売主等から評価損賠償請求権の譲渡を受けたりしたような場合には、評価損の請求も可能になります。

1 所有権留保

所有権留保は、売買において買主の代金完済以前にその目的物が買主に引き渡される場合に、代金債権の担保のために、代金完済まで売主が目的物の所有権を留保することを意味するものとされています。

この所有権留保は、従前、非典型担保として利用されてきたものですが、令和7年5月30日に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する

4 評価損

所有権留保動産である自動車が交通事故により損傷し、それにより評価損賠償請求権が生じる場合、その請求権は、基本的には、販売会社、信販会社に帰属するものとされています。

この点に関し、上記東京地裁平成30年7月19日判決（平29（ワ）43506）は、所有権留保特約付売買の目的物であった被害車両（所有者：信販会社）が交通事故により損傷したという事案において、その買主については修理費、代車料といった損害の発生を、信販会社については評価損の発生を認めています。

ただ、このような評価損賠償請求権についても、留保買主が留保売主等に対して自動車購入代金を全額支払ったり、留保買主が留保売主等から評価損賠償請求権を譲り受けたりしたような場合には、留保買主は、評価損賠償請求権を取得し、加害者に対する請求が可能になると考えられます。

この留保買主による評価損賠償請求に関する近時の裁判例としては、以下のものがあります。

【東京地裁平成30年2月28日判決（平28（ワ）42092・平29（ワ）7103）】

所有権留保特約付売買の目的物であった自動車が交通事故により損傷し、その買主が事故後にその売買代金を完済したという事案につき、買主は被害車両の売買代金を完済したことにより、事故時に被害車両の所有者であった信販会社から加害者に対する評価損に係る損害賠償請求権及びこれについての事故日からの遅延損害金を取得したと解されると判断した事例

【東京地裁平成30年7月17日判決（平30（レ）116）】

所有権留保特約付売買の目的物であった被害車両が交通事故により

第2 修理費

[11] 修理費の請求

事 例

交通事故により、私の所有する自動車が損傷しましたが、フロントバンパーが軽くへこんだ程度で自走は可能であるため、事故後もこの自動車について修理は行わず、通勤等のために利用しています。先日、事故の相手方の保険会社から、自動車の損害確認や修理工場との協定のために自動車を修理工場に入れてほしいとの依頼がありました。

今後の私の対応としては、この依頼に応じた方がよいでしょうか。

また、もともと私の方では、事故後も自動車の使用に支障がなかったので、自動車を修理するつもりはなかったのですが、修理をしなかった場合でも修理費の賠償を請求することは可能でしょうか。

主張のポイント

交通事故の被害車両所有者等が修理費の賠償を請求する場合、所有者等は、被害車両が当該事故によって損傷した事実、修理済み（又は修理予定）の事実、修理費の額（又は修理費見込額）を主張・立証する必要があるものとされています。

なお、交通事故により自動車が損傷した場合、加害者側保険会社の

この協定の法的拘束力については、最近では、消極的に解する見解が多いようです。ただ、來司直美「代車使用の認められる相当期間」赤い本2003年版344頁以下では、「法的拘束力については、個々の事案ごとの検討が必要となってきます」とあるため、事案次第では法的拘束力を認める余地もあるかと思われます。

協定が成立した場合には、事実上、修理費額が争点となる可能性が低くなるという利点があることから、被害者側でも、速やかな協定成立に向けて、被害車両の修理工場への入庫を進めるといった協力を進めることが望ましいものと考えられます。

証拠資料

1 損傷の事故起因性

- 【例示】
- ① 修理明細書、修理見積書
 - ② 被害車両、加害車両等についての損傷写真
 - ③ アジャスター作成の自動車損害調査報告書
 - ④ 物件事故報告書、実況見分調書
 - ⑤ 修理業者、アジャスター作成の意見書
 - ⑥ 被害車両のパンフレット

2 必要な修理の程度

- 【例示】
- ① 修理明細書、修理見積書
 - ② 修理費領収書
 - ③ アジャスター作成の自動車損害調査報告書
 - ④ 被害車両の修理マニュアル
 - ⑤ 修理業者、アジャスター作成の意見書

- ⑥ 株式会社自研センター発行の標準作業時間表
- ⑦ 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会発行の自動車整備標準作業点数表
- ⑧ 全国大型自動車整備工場経営協議会発行の標準作業時間

【参考判例等】

- 被害者には、被害車両の修理を行うに当たり、事前に複数の修理業者に見積りを依頼してより安価な工賃の修理工場で修理をする義務があるとまではいえないことからすると、被害者が修理を依頼した修理業者の工賃が、社会通念上不当に高額であるといえない限りは、当該修理業者における修理費を事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当であるとの判断を示した事例（名古屋地判令元・9・27（平29（ワ）2401））
- 令和元年7月28日に発生した交通事故について、被害車両所有者が消費税額を10%で計算した修理費を主張したのに対し、交通事故により生じた損害は不法行為の時に発生するものと解されるとして、消費税額は事故時の8%で計算することが相当であると判断した事例（名古屋地判令3・1・13（令2（ワ）1404））
- 仮に修理費用が未払であっても、事故により損傷が生じている以上、修理費用相当額の損害が発生しているというべきであるとの判断を示した事例（名古屋地判令5・3・24（令4（レ）162））
- 修理の際には消費税相当額を含む金額を要するから、現実には修理したか否かにかかわらず、消費税相当額を含む金額を相当因果関係ある損害と認めるのが相当であるとの判断を示した事例（東京地判令5・7・21交民56・4・968）

参考文献

- ・石井義規「全損事故における損害概念及び賠償者代位との関係」赤い本2019年版下巻11頁以下
- ・來司直美「代車使用の認められる相当期間」赤い本2003年版344頁以下
- ・菊池憲久ほか編「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準〔全訂6版〕」別冊判例タイムズ39号76頁以下（2026）

第8 自動車以外の物件に生じた損害

[30] 自転車損害

事 例

先日、ロードバイクに乗って車道上を走り、信号機のない交差点で左折しようとしたところ、交差道路から出てきた乗用車と正面衝突しました。幸いにも私には怪我はありませんでしたが、ロードバイクのフレームが曲がってしまいました。

このように交通事故により自転車が損傷した場合、その損害はどのように算定されるのでしょうか。

主張のポイント

自転車が損傷した場合の車両損害の算定についても、基本的には、自動車が損傷した場合と同様な手法により算定されています。

ただ、自転車については、自動車と比べて低額であることが多いため、事実上、経済的全損に該当するケースが多いと考えられます。そして、被害自転車の時価額算定については、裁判例上では、購入価格や購入時期を基に行われていることから、基本的には、これらの事情等につき主張・立証を行うことが考えられます。ただ、事故時には既に購入時の資料が廃棄されていることも多くあることから、主張・立証に困難が生じることも珍しくはありません。

なお、自転車のうち、いわゆるロードバイクについては、その購入